

一宮市心身障害児親子通園施設「はとぼっぼ」指定管理者募集要項

1. 目的

本要項は、一宮市心身障害児親子通園施設「はとぼっぼ」の運営に係る指定管理者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 事業概要

(1) 事業名

一宮市心身障害児親子通園施設「はとぼっぼ」運営事業

(2) 事業内容

肢体不自由児への児童発達支援及び施設管理

(3) 対象施設

ア 施設名 一宮市心身障害児親子通園施設「はとぼっぼ」

イ 所在地 一宮市真清田1丁目2番30号

ウ 開設年度 2010年4月

エ 施設概要 一宮スポーツ文化センター（鉄骨・鉄筋コンクリート造5階建）
の1階「児童訓練室」（115㎡）及び「相談室」（83㎡）

(4) 指定管理者の指定の期間

2026年4月1日から2031年3月31日まで（5年間）

3. 実施形式

公募型プロポーザル

4. 提案を求める主な項目

(1) 業務体制に関する提案

(2) 運営に関する提案

5. 日程（予定）

2025年7月28日（月）	募集要項の配布
2025年7月31日（木）～8月6日（水）	施設見学会の申込
2025年8月12日（火）	施設見学会
2025年8月12日（火）～8月15日（金）	質問事項の受付
2025年8月21日（木）	質問に対する回答
2025年8月25日（月）～8月29日（金）	提出書類の受付
2025年9月上旬	選定委員会による審査
2025年9月中旬	選定結果の通知

6. 応募資格

以下のすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の各号に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正・再生手続きを行っていないこと。
- (3) 市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定の取消しを受けたことがないこと。
- (5) 指定管理者による施設の管理を、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条及び第 180 条の 5 第 6 項に規定する市に対する請負とみなした場合、当該各条項のいずれかに規定する兼業禁止の規定の適用を受けていないこと。
- (6) 過去 3 年間、市税ほか地方税・国税等に未納がないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 心身障害児親子通園施設を運営するにあたって、必要な資力、信用があり長期的に安定した運営ができること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は役員に暴力団員がいる法人その他の団体でないこと。
- (10) 「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。

7. 指定の条件

- (1) 指定者において、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定される児童発達支援施設を設置するための以下の認可、指定又は許可の申請を行うこと。
 - ア 児童福祉施設を設置するための、児童福祉法第 35 条第 4 項に規定される一宮市長への認可の申請
 - イ 障害児通所支援事業を行う者としての指定されるための、児童福祉法第 21 条の 5 の 3 に規定される一宮市長への指定の申請
- (2) 市役所等関係機関との連絡調整を行うこと。
- (3) 運営にあたっては、保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意をもって対応すること。
また、地域関係者との話し合いの要請に応じ、地域に根差した運営に務めること。
- (4) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令の規定を遵守し、個人の権利利益を保護すること。

8. 募集内容

- (1) 募集方法
一宮市公式ホームページにおいて本要項等を公開する。また、一宮市子ども家庭部子ども発達支援課においても本要項等を配布する。
- (2) 提出期間及び時間
期間：2025 年 8 月 25 日（月）から 2025 年 8 月 29 日（金）まで
時間：持参の場合は上記期間のうち開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は書留郵便によるものとし、受付期間内必着とする。

(4) 提出先

〒491-0113 愛知県一宮市浅井町西浅井字式軒家 58 番地
一宮市子ども家庭部子ども発達支援課（一宮市立いずみ学園）

9. 施設見学会

(1) 開催日時及び場所

2025 年 8 月 12 日（火）午後 2 時
一宮市心身障害児親子通園施設「はとぼっぼ」（一宮市真清田 1 丁目 2 番 30 号）
※当日、関係資料を配付します。

(2) 申込方法

別添の施設見学会申込書（様式 5）に団体名及び参加する者（2 名以内）の氏名等を記入の上、電子メールにて提出すること。

(3) 申込期間

2025 年 7 月 31 日（木）から 8 月 6 日（水）午後 5 時まで

10. 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式 6）に記入の上、電子メールにて提出すること。

(2) 提出期間

2025 年 8 月 12 日（火）～ 8 月 15 日（金）午後 5 時まで

(3) 回答方法

質問書到達後、質問者に対し電子メールにて回答する。

11. 提出書類

(1) 申請書類

申請にあたっては、以下の書類を提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

ア 指定申請書（様式 1）

イ 団体の概要（様式 2）

ウ 定款（任意様式）

エ 法人の登記事項証明書

オ 法人の従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況がわかる書類（任意様式）

（ア）過去 3 年間の法人税、法人事業税、法人住民税及び消費税等の各納税証明書

（イ）過去 3 年の貸借対照表

（ウ）過去 3 年の収支（損益）計算書

（エ）過去 3 年の人員数

各決算末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。
なお、臨時従業員数は 1 日 8 時間で一人と換算すること。

カ 宣誓書（様式3）

キ 誓約書（様式4）

ク 一宮市心身障害児親子通園施設「はとぼっぼ」の運営に係る事業計画書
（任意様式、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの分。参考様式あり。）

ケ 一宮市心身障害児親子通園施設「はとぼっぼ」の運営に係る収支計画書
（任意様式、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの各年度分。参考様式あり。）

(2) 提出期間

2025年8月25日（月）～8月29日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

正本1部、その写し5部提出する。

12. 申請にあたっての留意事項

(1) 応募者の失格

応募者が、次の事項に該当した場合には失格とする。

- ・募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合

(2) 複数提案の禁止

応募する1つの団体につき、提案は1案とする。

(3) 提案内容の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできない。

(4) 提出書類の取り扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

(5) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式7）を提出すること。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とする。

(7) 提出書類の公表及び著作権

応募者が提出する書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、指定管理者の公募について公表する場合や、市が必要と認めるときには、提出書類の全部又は一部を使用及び公開できるものとする。

(8) 情報公開請求対応

「一宮市情報公開条例」の規定に基づき、開示請求者に開示するものとする。ただし、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めた情報は、開示しない。

13. 審査方法

本要項等に基づき提出された提出書類により審査する。

(1) 審査の方法

別に定める選定委員が提案内容を評価し、評価項目ごとに採点し、審査する。審査の結果、選定委員の合計点の最も高い応募者を優先交渉権者として、次に高い応募者を次点交渉権者として選定する。

審査における評価項目と配点は次表のとおりとする。

評価項目	配点
1 法人の基本理念等について 団体としての心身障害児親子通園施設への考え方	20 点
2 安定的な運営のための経営基盤及び実績について ① 経営基盤 ② 類似業務の実績	20 点
3 運営方針・体制について ① 運営方針について ② 人的基盤（組織の構造、雇用関係、勤務体制） ③ サービスの質の向上を図るための手段 ④ 個人情報管理・保護体制 ⑤ 緊急時の対応	40 点
4 サービス向上のための提案について	10 点
5 指定管理料について（指定期間中の合計額）	10 点
合計	100 点

(2) 審査結果の通知

審査を受けたすべての申請者に対し、審査の結果を通知する。通知日については、2025年9月中旬を予定している。なお、審査結果の内容に関する質問については、これを受け付けない。

(3) 仮協定の締結

一宮市心身障害児親子通園施設「はとぼっぼ」指定管理に関する仮協定を締結する(11月予定)。

14. 問い合わせ先

担 当 一宮市子ども家庭部子ども発達支援課

(開庁時間：午前8時30分～午後5時15分)

担 当 者 福井

所 在 地 〒491-0113 愛知県一宮市浅井町西浅井字式軒家 58 番地

電話番号 0586-78-2767

メールアドレス izumi-g@city.ichinomiya.lg.jp